

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年9月15日)

【件名】

- 県立中央病院で発生した医療事故について…………… 2
- 令和8年度鳥取県庁における障がい者雇用率(速報値)について…………… 5

病 院 局

県立中央病院で発生した医療事故について

令和8年9月15日

病 院 局 総 務 課

県立中央病院において、体外式膜型人工肺（エクモ）の人工肺の酸素チューブの接続誤りが原因と考えられる重度の後遺症（低酸素性脳症）の医療事故が発生しました。

信頼回復に向け、外部の有識者を交えた事故調査委員会を設置し、事故原因の究明、再発防止策の検証・検討を行ってまいります。

1 患者 70代男性（県外在住）

2 事案の経過

○ 8月9日（日）

胸部の不快感を訴え救急外来を受診。心臓カテーテル室に入室し冠動脈造影により広汎な心筋梗塞と診断した。治療として、補助循環用ポンプカテーテル（インペラ）を挿入。カテーテルによる閉塞した冠動脈の再還流治療を実施し入院した。さらに呼吸不全進行のため人工呼吸器を装着。処置後も循環不全が進行したためエクモを導入。その後救急集中治療室で全身管理。

○ 8月11日（火）

心膜腔の液体が増加してきたことから、心膜穿刺してこれを排出するため、救急集中治療室から心臓カテーテル室へ移動。搬送するにあたって、エクモの人工肺につながる酸素チューブをエクモ本体から酸素ポンベに付け替えた。

心臓カテーテル室に入室後、エクモ本体に壁配管の酸素を接続したが、その際、人工肺の酸素チューブを酸素ポンベからエクモ本体に付け替えるべきところ、臨床工学技士がこれを失念し壁配管からの酸素供給ができていたものと思い込み15時20分頃に酸素ポンベを閉栓。15時38分頃までの20分間弱、エクモによる酸素供給が停止していた。（詳細は以下の時系列表のとおり）

○ 8月12日（水）

CT検査により広汎性脳浮腫を確認。以降、集中治療室で全身管理、治療を継続。

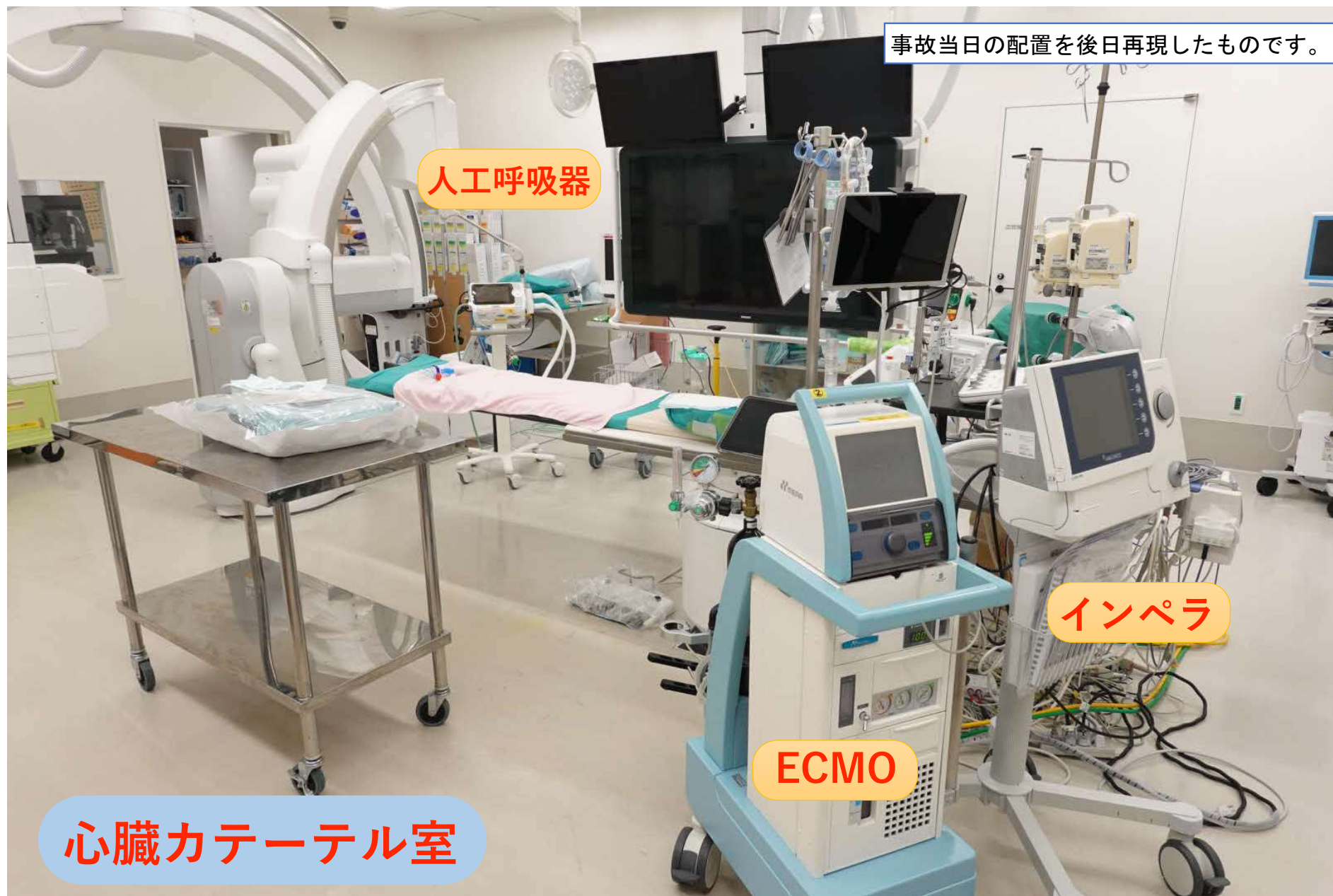
○ 9月7日に患者死亡。

< 8月11日（火）時系列表 >

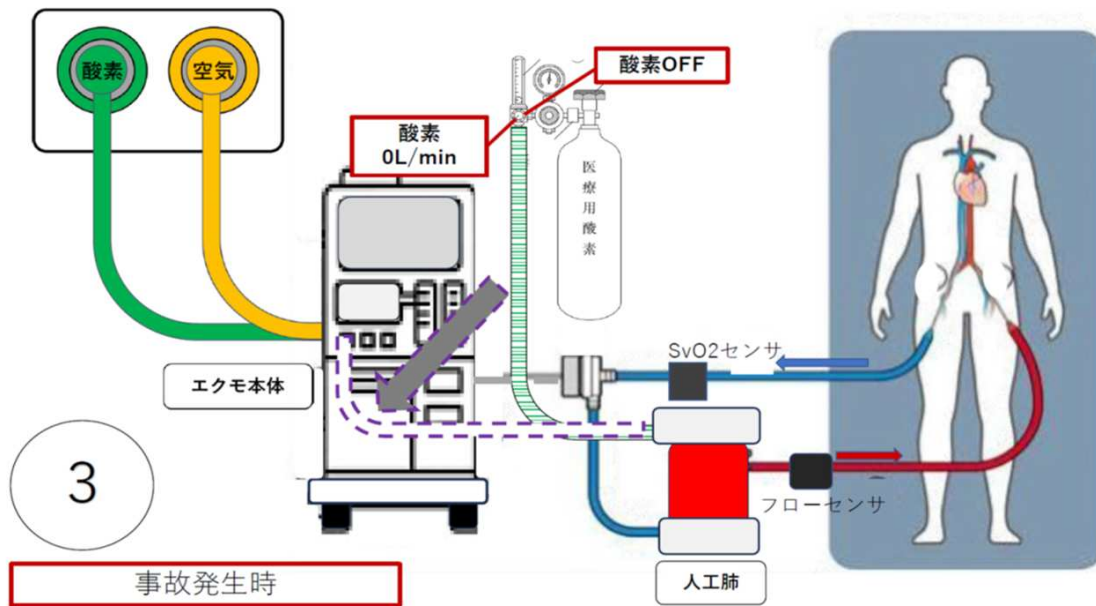
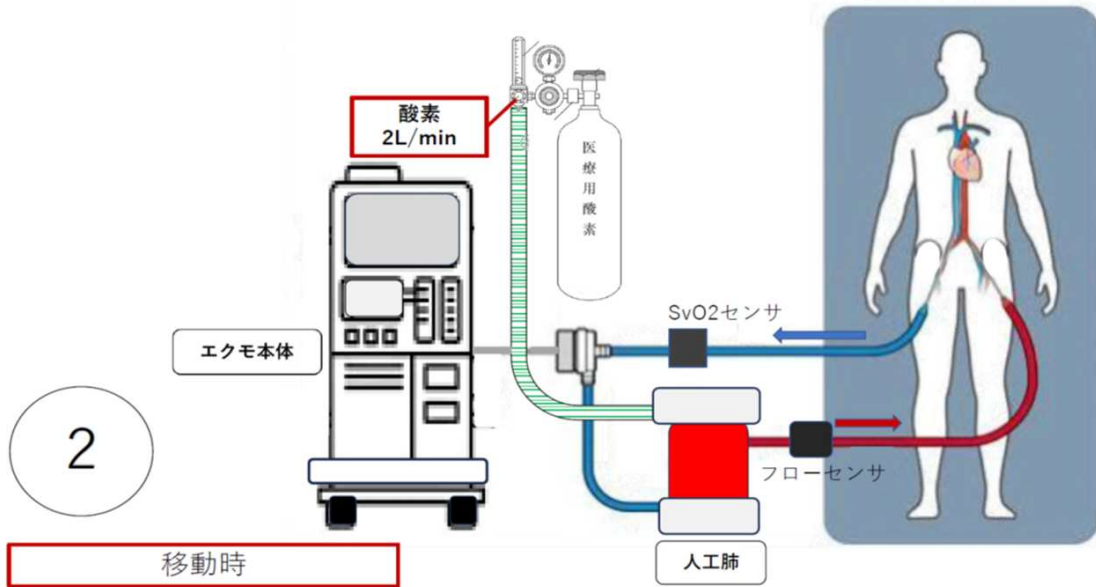
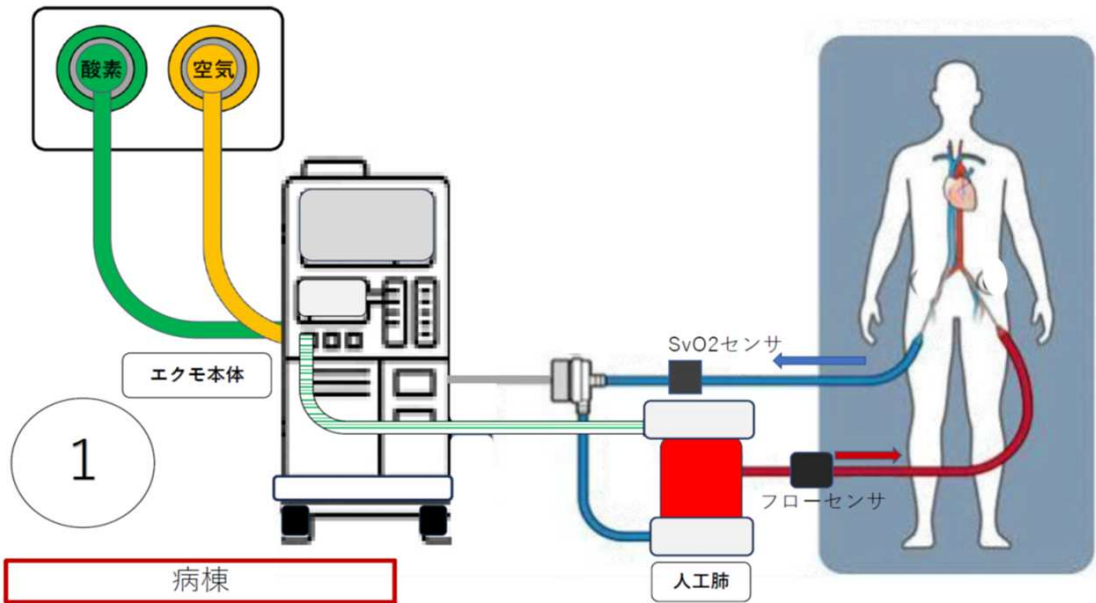
時 間	経 過	
	患者、治療他	エクモ
15:05	・心臓カテーテル室へ移動開始。	・患者に装着したまま搬送。
15:08	・心臓カテーテル室に入室。	・電源ケーブル接続。
15:13		・酸素配管・空気配管を壁配管に接続。
15:20 頃		・酸素チューブをエクモ本体に接続しないまま酸素ポンベを閉栓。
15:21		・アラーム鳴動（エクモ SvO2 センサー異常感知）。 鳴動により回路の血液色確認（異常なし）
15:22		・アラーム鳴動。血液色再度確認し、アラーム鳴動設定変更。
15:27	・心膜穿刺開始。	
15:30		・血液ガス分析測定不能。
15:31		・エクモに流す酸素濃度を 100%にアップ。
15:33	・心拍数低下のため救急科医師の応援を要請。 ・25 秒程度心停止。 ・救急科医師が心臓カテーテル室入室。	20 分間弱
15:37		・アラーム鳴動。
15:38 頃		・アラーム鳴動。・酸素ポンベ開栓。
15:41	・心膜穿刺～術後処置。	
16:35	・病室に帰室。	
19:30	・瞳孔異常なし、対光反射術前と変化なし	
20:30	・瞳孔散大、対光反射消失	

3 本件事故を踏まえた現時点の改善策

- ・エクモの導入時は複数の臨床工学技士で対応しているが、移動時も同様に必ず複数で対応するようにした。
- ・集中治療室ではエクモ開始時に接続のチェックリストを用いて確認していたが、移動先でもチェックリストにより臨床工学技士2名で確認するようにした。
- ・接続誤りのリスクを解消するため、酸素チューブとエクモ本体の接続を変えず、酸素ポンベからエクモ本体を経由して酸素が供給できるシステムに変更することとした。



エクモ移動時の配線図



令和8年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について

令和8年9月15日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

1 本県の障がい者雇用率

【令和8年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.56%	103人
教育委員会	2.89%	135人
病院局	2.91%	31人

※法定雇用率2.8%（教育委員会2.7%）。

なお、令和8年7月に引き上げられ、令和9年6月現在の雇用率から適用される。
（引き上げ後の法定雇用率3.0%（教育委員会2.9%））

※知事部局には企業局を含む。

※本数値は速報値で、厚生労働省が12月頃に確定させ、翌年公表する。

＜参考：障がい者雇用率の推移＞

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (速報値)	…	R11年度 計画目標値
知事部局	3.29%	3.32%	3.42%	3.48%	3.51%	3.52%	3.56%		3.70%
教育委員会	2.42%	2.58%	2.74%	2.77%	2.84%	2.71%	2.89%		2.90%
病院局	2.73%	2.63%	2.77%	2.73%	2.90%	2.83%	2.91%		3.00%

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

令和2年度に鳥取県障がい者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、障がいのある職員の職場定着のための「相談窓口の設置」や、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との課題認識の共有や連携のための「障がい者雇用推進チーム会議の開催」などに取り組んでいる。

＜これまでの県の障がい者雇用促進のための取組＞

開始時期	内容
平成6年度～	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度～	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度～	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度～	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度～	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施
令和2年度～	≪鳥取県障がい者活躍推進計画を策定（R2.4）≫ ・障がい者雇用推進チーム会議の開催 ・障がいのある職員相談窓口の設置
令和5年度～	知的障がい者を対象とした正規職員の採用試験について、特別支援学校高等部（知的障がい）卒業生（見込み含む）であれば手帳の有無に関わらず受験できるよう、試験内容を見直し
令和6年度～	・本庁舎ワークセンターを拡充（9名に増員） ・水産試験場にワークセンターを設置（1名雇用）
令和7年度～	・八頭庁舎、衛生環境研究所、農業試験場にワークセンターを設置（各1名雇用） ・令和8年4月採用予定の採用試験において、 ①鳥取方式短時間勤務の区分を新設（身体、精神、知的） ②土木技師の区分を新設（身体、精神） ・教育委員会事務局ワークセンターを新設（東部4名、中部2名雇用）
令和8年度～	・農業試験場のワークセンターを拡充（定数3名に増員） ・教育委員会事務局ワークセンターを新設、増員（新設：本庁2名、増員：東部、中部各1名増員）